

令和6年度

警備及び防災計画

大阪市立玉造小学校

大阪市立玉造小学校 南海トラフ地震防災対策

1 目 的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。平成 25 年改正。以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 組 織

南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）の編成及び任務は【別記】のとおりとする。

- ① 地震防災隊に、隊長及び副隊長を置く。
- ② 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置

3 訓 練

防火管理者等が行う防災訓練は次によること、なお、訓練は年 1 回以上行うものし、必要に応じ自衛消防訓練と併せ総合的な訓練とする。また、消防機関又は、防災関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- ① 情報収集・伝達に関する訓練
- ② 津波からの避難に関する訓練
- ③ その他前各号を統合した総合防災訓練

4 教 育

防火管理者等が職員等に対して行う教育は次により実施する。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震及び津波に関する一般的な知識
- ③ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 職員等が果たすべき役割
- ⑤ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

5 広 報

防火管理者等が職員等に対して事前に行う広報は次による。

- ① 地震が発生した場合に出火防止、職員同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ② 正確な情報入手の方法
- ③ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ④ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑤ 各地域における避難地及び避難路に関する知識

6 避難場所及び避難経路

津波警報が発令された場合における〔玉造小学校〕の避難場所は、〔北校舎 3,4 階、中校舎 3,4 階、東館 3 階、西館 3,4,5 階〕とする。避難場所・避難経路は【別図 1】【別図 2】のとおりとする。

* 学校園敷地内に耐震性のある建物がない場合は

『津波警報が発令された場合における〔玉造幼稚園〕の避難場所は、〔玉造小学校 東館 3 階〕とし、避難場所までの避難経路（付近見取図等）は【別図 3】のとおりとする。

ただし、当該避難経路が道路陥没、建物倒壊等で有効に避難できない状態にあるときは、別の避難経路を選定すること。』に変更する。

7 災害時の役割分担表（第1次避難）

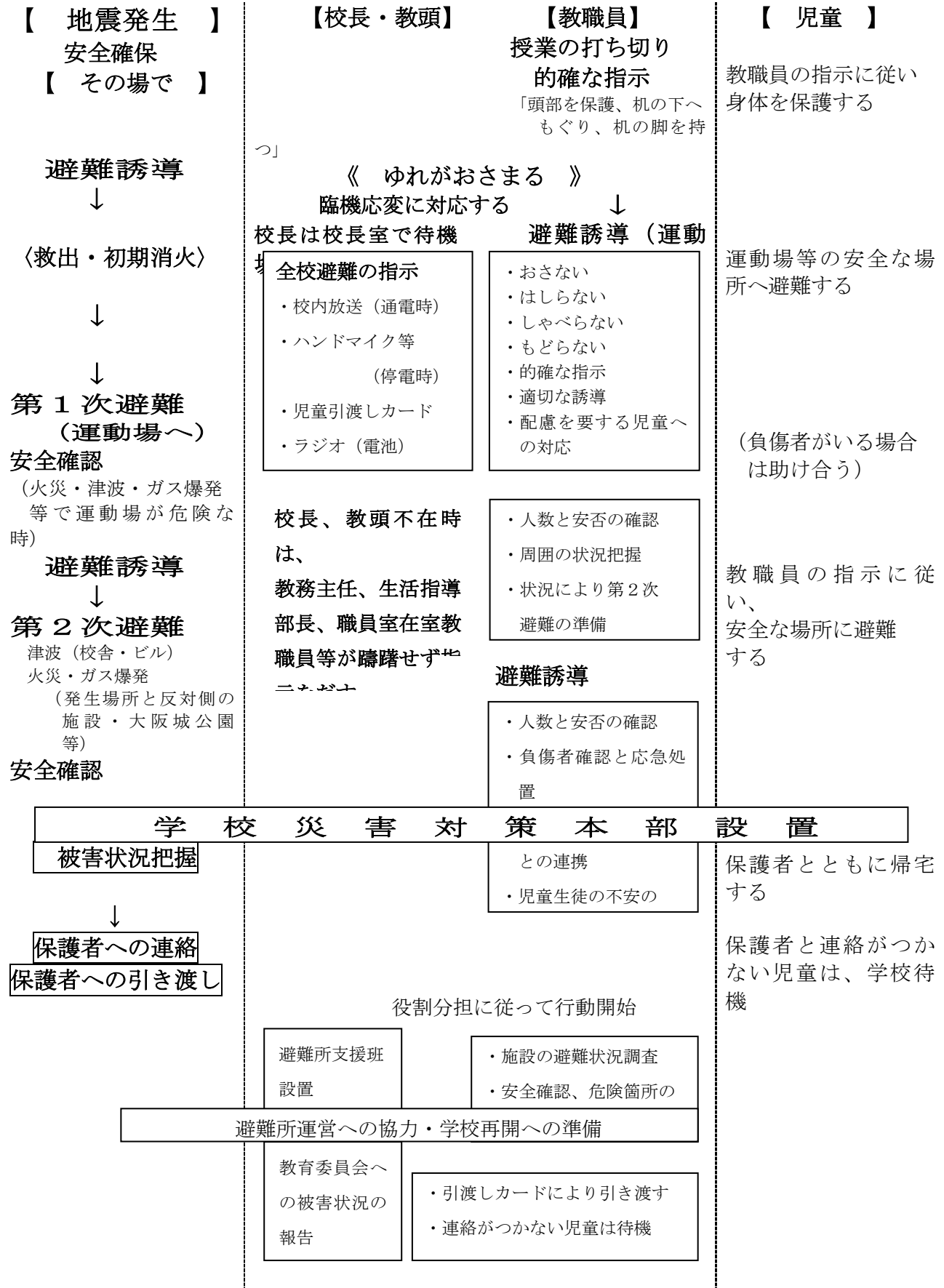
役 割		避 難 活 動
教職員全員		<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用中の火を、ただちに止める。 ・ 机の下、柱の周りなどの安全な場所で、落ちてくるものから身を守る。 (周囲の幼児・児童・生徒・来校者にも注意喚起すること) ・ 出入口の近くにいるときは、ドアなどが閉まらないようにする
隊長	森石	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮、命令 ・ 避難開始時期、避難場所の決定
副隊長	徳永	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長の補佐、隊長不在時の隊長代行
指揮班	笹倉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 隊長、副隊長の指揮補佐 ・ 各担当者への命令伝達 ・ 隊長など、指揮する者の場所を決めて、各担当者へ命令や報告させる場所をはっきりさせる
情報収集 通報連絡 情報伝達	高木 大野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況を確認し校内放送で、パニックの発生を防止する ・ 携帯ラジオなどにより防災機関からの情報を集める ・ 周辺で火災が起きてないか、燃え移ってこないかなどを調べて、隊長に報告する
避難誘導	全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ メガホンや携帯拡声器を使い、落ち着いて行動するよう誘導する ・ 誘導の責任者は、トイレなどに校舎内に人がいないか確認する ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れた物や落下物を取り除く ・ 火災が発生していない場合は、隊長の避難指示があるまで、柱の周りや、壁際など安全な場所で待つ ・ 特に自力で避難できない人を優先する ・ 平山・山内は避難誘導班として北校舎中階段で安全に避難できるように指示をする。
初期消火	火災発見者	<ul style="list-style-type: none"> ・ いつ火災が起きてもすぐ消火できるよう準備しておく
安全防護	全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドアを開く ・ 避難通路に倒れたものや落ちたものを取り除く ・ 火を使っている器具などの使用を停止、消火する ・ ロープなどで立ち入り禁止区域を設定する
応急救護	倉石 四宮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指揮本部の近くの安全な場所に応急救護所を設置する ・ 負傷者の応急手当 ・ 負傷者のケガの程度や年齢、住所など救急隊と連絡をとる

応急復旧	梅本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況を把握する。 ・ 明白な構造的被害や危険箇所を立ち入り禁止にする。 ・ 応急復旧に必要な機材、資材の調達・管理をする。 ・ 環境整備
避難所支援	笹倉 齋藤 四方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所開設や避難者の受付を行う。 ・ その他、避難所開設に必要な対応を指示に従い行う。 ・ 必要に応じて、配付するための食料、水、配給物を集める。 ・ ボランティアを受け入れる準備を行う。

※ 役割ごとの各担当者の任務分担については、それぞれに指示し、役割ごとの担当者の人数が複数のものは、担当ごとの責任者を指名します。

8. 地震発生時別の基本的対応

(1) 在校時（授業中・休憩時間中）



(2) 児童の安全な引き渡し方法について

①児童在校中に震度5弱以上の地震が起きた場合

- ・ 第1次避難もしくは第2次避難で安全確保するとともに、被害状況を把握した後、児童を帰宅させる準備をする。(臨機応変に対応する。)
- ・ 引き渡しを担当する教職員が、引き渡し場所や手順の確認を行い、確実な引き渡しが行えるようにする。
- ・ 保護者に児童の帰宅のため、迎えに来てもらう旨のメール配信(配信可能な場合)およびホームページで知らせる。メール登録していない保護者には、電話連絡(電話使用が可能な場合)を行う。
- ・ 児童の引き取りに来校した保護者(または保護者に指定された者)から順に、引き渡しカードで確認しながら、手続きを行う。
- ・ 保護者が引き取りに来ない児童は、学校に待機させる。

【児童引き渡しの詳細は別途定める】

② 児童引き渡しカードについて

- ・ 事前に、保護者に引き渡しについて必要事項を記載してもらっておく。
- ・ カードは金庫に保管し、避難の際に持ち出せるようにしておく。

【災害時の児童引渡しについて】

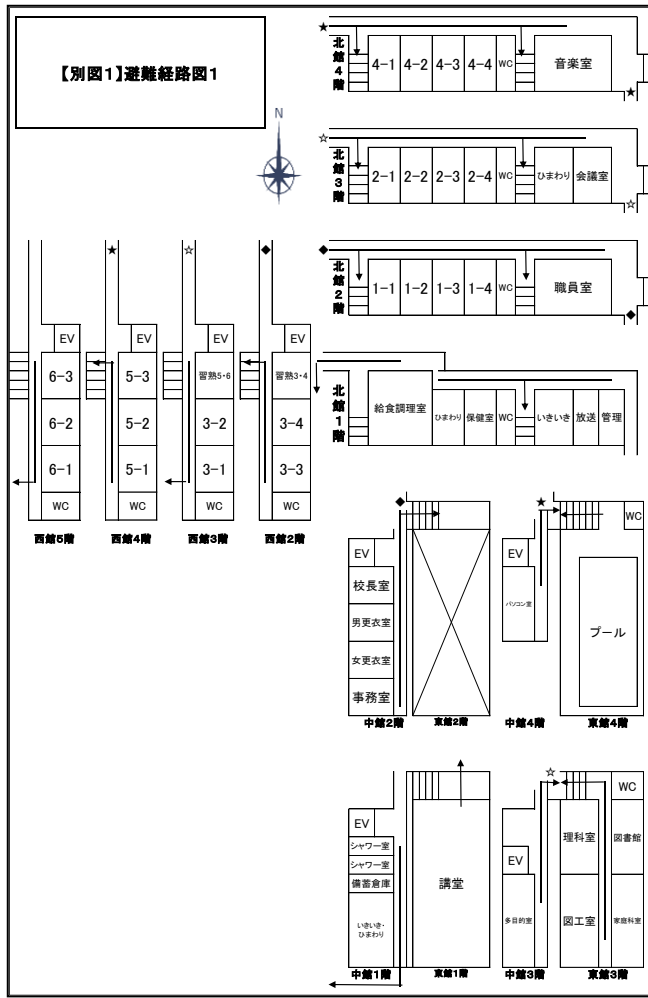
- ①非常災害時等において児童の安全な引渡しができるように以下の内容を作成しています。
- ②引取り者1の欄には保護者のお名前をご記入ください。
- ③2~4は実際に引取り可能な方を優先して記入してください。(記載されている方のみ、引き渡します。)
- ④祖父母、親戚、保護者の友人など、原則成人の方でお願いします。
- ⑤登録された引取り者以外の方の引取りは、保護者から直接連絡があった場合のみ可能としています。

引取り者 名前	本人との関係	緊急連絡先の電話番号
ふりがな		
1		
ふりがな		
2		
ふりがな		
3		
ふりがな		
4		

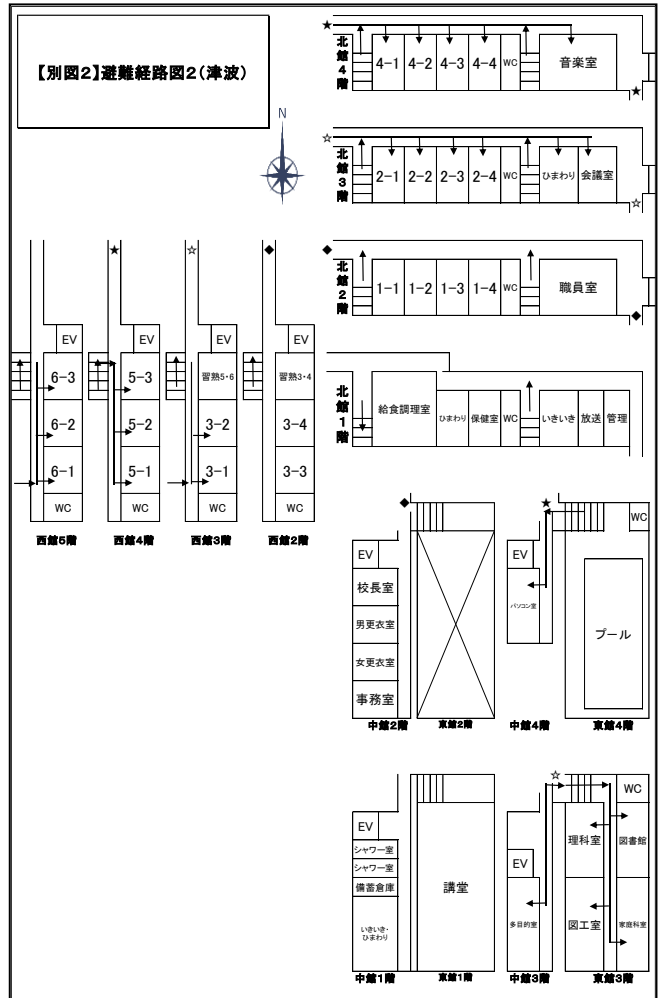
③保護者へのお知らせについて

- 学校にいるとき、震度5弱以上の地震が起きた場合は、メール配信やホームページにより、学校の対応や児童の引き渡しについて知らせる。
- 保護者が児童を迎えに来る場合は、混雑等が予想されるので、係の職員の指示に従い、落ち着いた行動をお願いします。

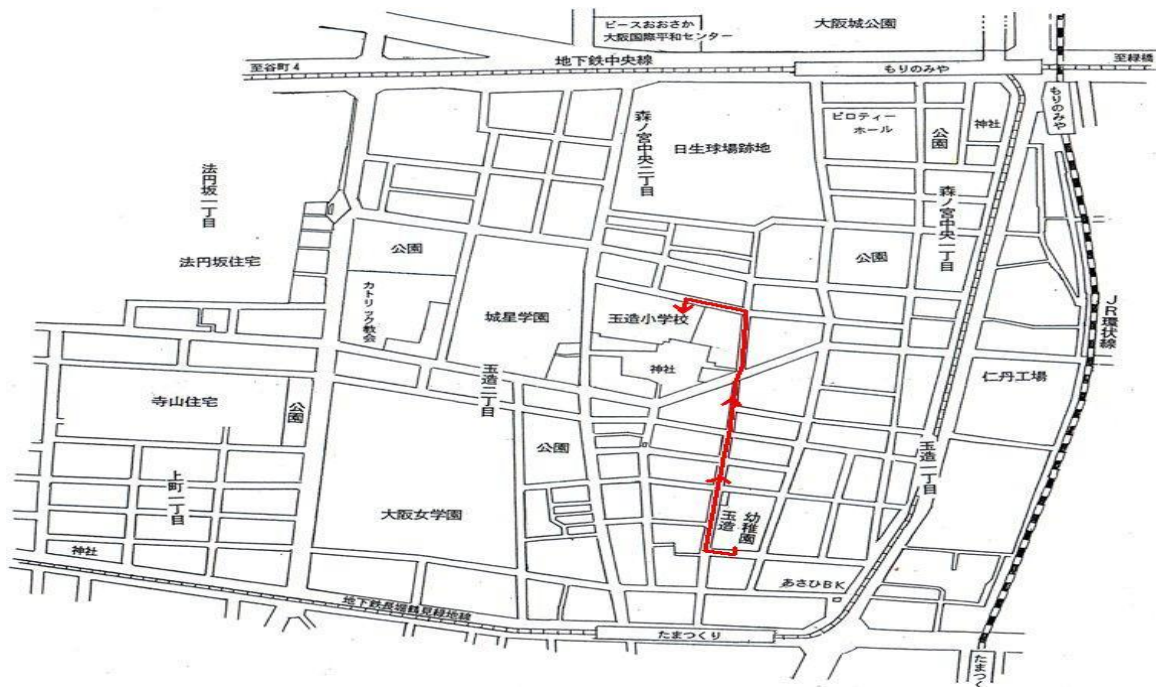
【別 図 1】 避難経路図 1



【別 図 2】 避難経路図 2 (津波)



【別 図 3】 付近見取図 [幼稚園からの避難経路図]



9 災害時の動員体制について（勤務時間外における参集）

種 別	災 害 状 況	名 前
4号動員	被害発生のおそれがあり、被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	森石・徳永・笹倉
3号動員	被害拡大のおそれはないが、応急対策活動を実施する必要があるとき	（4号動員対象者+） 谷・森・笹原・伊藤・井上・坂本
2号動員	相当規模の被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大するおそれがあるとき	（3号動員対象者+） 梅本・高木・宮尾
1号動員	大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、市の全力をあげて防災活動を実施する必要があるとき	（2号動員対象者+） 倉石・四宮・木元・大西・富永・小林・鈴木・稲川・西原・清原・山本・舘野・財賀・張本・磯村・白山・戎本・石川・清水・駒田・竹内め・濱平・亀田・齋藤・大野・四方・向井・竹内に

（補足）災害状況と震度（大阪管区気象台発表）

震度4の場合 → 4号動員

震度4の場合 → 3号動員

震度5弱の場合 → 2号動員

震度5強以上の場合 → 1号動員

※被害状況に応じて

臨機応変に動員を行う。

大阪市立玉造小学校 東海地震防災対策

1 目的

この計画は、東海地震による被害の軽減と強化地域に対する警戒宣言の発令に伴う社会的混乱等の防止に努めるとともに、警戒宣言発令後の適切な対応措置・警戒体制を確立することにより、児童・生徒、教職員の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。

この計画は、東海地震の発震前または警戒解除宣言発令前の対応措置であり、発災後は大阪市地域防災計画に基づき災害応急対策を実施するものとする。

○震度想定

本市における想定震度は、東海地震が規模（マグニチュード）8.2、震央距離260kmで発生すれば大阪市内の震度は4、ただし地盤の軟弱な地域では震度5弱と想定される。市域においては、家屋損壊等、日常生活の機能が大きく阻害されるような被害は生じないが、家具の転倒やガラスの破損等による人身被害の恐れがある。なお、東海地震に前後し、東南海・南海地震が発生する恐れもあることから、警戒解除宣言が発せられた場合は、東南海・南海地震に対応できるよう状況に応じて必要な措置をとる。

2 事前の対策

○ 広報・教育

学校は、平常時から警戒宣言が発せられるときに学校が実施する対策、市民等が取るべき措置等を職員及び児童、生徒、保護者に対し広報を行うと共に、防災教育を実施する。

- | | | |
|--------|--------------|-------------------------|
| 1 広報事項 | ・ 予想震度等 | ・ 警戒宣言の内容及びこれに対して取られる措置 |
| | ・ 市民等の取るべき措置 | |
| 2 教育事項 | ・ 東海地震について | ・ 児童、生徒等の下校時等の安全措置 |
| | ・ 教職員の取るべき措置 | ・ 学校に残留する児童、生徒の保護方法 |

○ 防災訓練 …防災関連機関は、警戒宣言発令時を想定した各種訓練を実施する。

- | | | |
|--------|-----------------------|-------------------|
| 主な訓練内容 | ・ 警戒宣言等の伝達 | ・ 対策本部の設置及び要員参集訓練 |
| | ・ 警戒宣言発令時の広報 | ・ 施設の管理上の注意 |
| | ・ 警戒宣言発令後の情報の収集・処理・伝達 | ・ 緊急措置 |





3 警戒宣言時の応急対策

- ・ 警戒宣言・大規模地震関連情報等の内容を周知するとともに、不安動揺の発生を防止するため適切な指示を行う。
- ・ 通常の授業を打ち切り、帰宅時の注意事項にかかる応急処置を実施する。
- ・ 保護者等の在宅確認を行い、教職員引率のもと帰宅させる。（発令中は休校とする）
- ・ 校外活動中は即時帰校し、在校時と同様の措置をとる。
- ・ 備品などの転倒・落下防止、消火器、施設整備を点検する。
- ・ 薬品は保管庫等に保管する。

4 対策期間等

- ・ 「東海地震対策」の適用は、「東海地震の発生前」または「警戒解除宣言が発せられる前」までとする。
- ・ 東海地震が発生した場合は、「震災対策」に基づく対応を行う。

震度と揺れ等の状況(概要)

<p>0</p>  <p>【震度0】 人は揺れを感じない。</p>	<p>1</p>  <p>【震度1】 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。</p>	<p>2</p>  <p>【震度2】 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。</p>	<p>3</p>  <p>【震度3】 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。</p>
--	---	---	--


4



【震度4】

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱



【震度6弱】

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることもある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い 耐震性が低い


5弱



【震度5弱】

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

6強



【震度6強】

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

耐震性が高い 耐震性が低い


5強



【震度5強】

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7



【震度7】

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

耐震性が高い 耐震性が低い

地震が起きたら あわてず、まず身の安全を!! 緊急地震速報を見聞きしたら

●頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難	●運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
●あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)	●近づくな、門や扉、自動販売機やビルのそば
●揺れがおさまってから、あわてず火の始末	●海岸でぐらっときたら高台へ
●あわてた行動、けがのもと	

家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!

消 防 計 画

1 目的と適用範囲

- (1) この計画は、消防法令に基づき、〔大阪市立玉造小学校〕における防火管理の徹底を期し、火災等の災害の予防と、災害発生時の人命安全の確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。
- (2) この計画は、本校の教職員や来校者など、出入りする全ての人に適用される。

2 管理権原者及び管理者

- (1) 〔大阪市立玉造小学校 校長 豊岡 真実〕は管理権原者として本校の防火管理について全ての責任を有すると共に、次のことを行う。
- ア 防火管理者を指名し、防火管理業務を適正に行わせる。また、必要に応じ防火管理上の指示を行う。
- イ 防火管理者の選任及び解任について消防署長へ届け出る。
- ウ その他防火管理に関し、必要なこと。
- (2) 防火管理者は〔大阪市立玉造小学校 教頭 日下清志〕とし、この計画の実施にあたっての全ての業務を行うものとする。

3 火災等の災害時の活動（自衛消防組織の編成と任務）

(1) 火災が起きたとき

本部隊の編成		任 務
自衛消防隊長 (校長 森石)		自衛消防隊を統括する(指揮、命令、監督)
自衛消防副隊長 (教頭 徳永)		隊長の補佐、任務の代行
指揮班	班長 (笹倉)	1 隊長の補佐、自衛消防隊の本部設置 2 指揮、命令と教職員の安全管理 3 通報確認、避難完了確認 4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導
通信連絡班	火災発見者 班長 (高木) 班員 (大野)	1 大声で知らせる(非常ベル) 2 校内への非常放送及び指示命令の伝達 3 119番通報及び通報確認 4 緊急連絡票等による関係者への連絡
消火班	火災発見者 班長 (梅本) 班員 (宮尾・竹内に)	1 初期消火を指揮 2 出火階へ直行し、初期消火作業を実施 3 消火器を火点に集結し、消火する 4 他の消火設備を活用する

避難誘導班	班長（笹倉） 班員（木元・富永・小林・鈴木・向井・谷・稲川・西原・清原・森・山本・舘野・財賀・笹原・張本・磯村・白山・伊藤・戎本・石川・清水・井上・駒田・竹内・坂本・濱平・亀田）	1 火災の発生を大声で知らせ、安全に避難する方向へ誘導する 2 出火階及び上層階の避難開始指示命令の伝達 3 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告
応急救護班	班長（倉石） 班員（四宮・齋藤・四方・喜多）	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携及び情報の提供 4 その他必要な事項

※ 各火元責任者への任務分担の指示は、隊長が状況を判断し指示する。

※ 任務分担に変更がある場合は、口達又は掲示により知らせる。

（２）地震が発生したとき

地震時の活動は、前期の活動内容によるほか、次のことに注意する。

ア 自衛消防隊長は、ガス漏れの通報により、ガス漏れを覚知した場合は、次に定める必要な措置をとる。

- ① ガス臭気の通報があった場合、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び行った措置等について聴取し、その状況等を必要に応じて在館者に連絡する。
- ② ガス臭気の通報があった場合、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を119番へ通報するとともに、大阪ガス司令センター（電話番号0120-019-424）に通報する。

イ 火気使用設備・器具の使用停止と喫煙等の禁止

火元責任者、教職員、居住者等は、ガス漏れが発生した場合、次の内容を周知徹底する。

- ① ガス器具のほか、電熱器を含むすべての裸火の使用禁止
- ② 喫煙の禁止
- ③ 電源スイッチ操作の禁止
- ④ 火花を生じるおそれのある作業又は行為の禁止

ウ 避難誘導

① ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導體制をとる。

② 津波に関する情報を確認し、自衛消防隊長は状況に応じて適切な避難誘導體制をとる。

4 火災予防上の自主検査

平素の火災予防、その他の災害予防のため、所定の区域ごとに火元責任者を別表1のとおり定め、別表2の「自主点検チェック票」により、日常点検及び定期点検を実施する。

(1) 日常点検

下記項目を「自主点検チェック票」に記された点検項目に基づき行う。

- ア 避難通路、通路非常照明
- イ 防火戸、階段、階段非常照明
- ウ 火気使用設備等（ガス設備・器具、電気設備・器具、フード、ダクト含む）

(2) 定期点検

「自主点検チェック票」に基づき〔 毎 〕月に〔 1 〕回、点検・記録する。

(3) 放火防止対策

- ア 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- イ 倉庫、書庫、空室等は施錠する。
- ウ 終業時には、必ず施錠する。
- エ 放火されない環境維持を常に心がける。

5 消防用設備等定期点検

- (1) 消防設備士等に消防用設備等の点検を定期的を実施させ、〔3〕年に1回〔中央〕消防署長に報告する。
- (2) 管理権原者は、不備事項については速やかに適正な措置を行う。

6 防火上必要な教育及び消防訓練

- (1) 防火管理者及び火元責任者は定期的に、本校で守るべき事や災害が起きたときの活動要領等について防火に関する教育を実施するものとし、教職員採用時など必要な時は随時教育する。
- (2) 通報、避難、消火、火災室の閉鎖及び区画の形成等の消防訓練を次の通り行う。
実施月 4月
- (3) 災害が起きたときの通報要領の掲示

7 震災予防措置

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を予防するために、次の措置を行うものとする。
 - ア 看板、窓枠、外壁等の倒壊・転倒・落下防止
 - イ ロッカーや書棚などの転倒及び収納物の落下防止
 - ウ 火気使用設備・器具等からの出火防止措置
 - エ 危険物等の流出、漏洩防止措置
 - オ 非常食、飲料水、携帯用ラジオ、その他必要な防災資器材

飲料水、非常食料（乾パン類）、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品、衣類、毛布、携帯用拡声器、暖房器具（移動式ストーブ）、暖房用燃料（灯油）、携帯用カイロ、ビニルシート（応急復旧用）、応急復旧用工具（スコップ、金てこ類）
--

8 防火管理に係る消防機関への報告・届出・連絡

- (1) 防火管理者の選任、解任（その都度）
- (2) 消防計画の作成、変更届出（その都度）
- (3) 消防用設備等の点検結果を年に1回報告
- (4) 通報、消火及び避難等の訓練実施についての連絡（事前及び終了後）
- (5) その他防火管理上必要な事項

9 工事中の防火管理

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事施工者に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示をすること。
- (2) 工事施工者に対して火災予防のため工事中の担当責任者を定めて、報告させること。
- (3) 溶接等火を使用する作業をする時は防炎性能のある工事用シート等で区画し、周りに消火器等消火用具を準備して行うこと。
- (4) 危険物、高圧ガス等の持ち込みや火を使用する作業について、防火管理者の承認を受け、その数量、品名、管理方法や火の使用場所と時間等を明らかにすること。
- (5) 溶接作業等又は引火性の危険物等を使用する作業を行う場合は、工事中の防災計画を樹立し安全確保に努める。

10 防火管理業務委託

日常の守るべき事や災害が起きた時の防火管理業務の一部を、別紙「防火管理業務委託状況表」のとおり委託している。（委託のない場合は別表を添付しない。）

11 その他必要な事項

下記の別表を備え、活用する。

- ① 非常呼出簿
- ② 防火管理台帳

附 則

この計画は、令和3年8月20日より実施する。

火災予防組織編成表

別表 1

防火対策委員会

委員長	学校長	副委員長	教頭
委員	谷・森・笹原・伊藤・井上・坂本・木元		

- | | |
|------------|-------------|
| 1階消防責任者 | 倉石・四宮・梅本・宮尾 |
| 2階消防責任者 | 教頭・谷・白山 |
| 3階消防責任者 | 森・笹原 |
| 4階消防責任者 | 伊藤・井上 |
| 5階消防責任者 | 坂本 |
| 建築物等の検査班 | 教頭・高木・大野 |
| 火気使用設備の検査班 | 教頭・梅本・喜多 |
| 電気設備の検査班 | 教頭・笹倉 |
| 特殊可燃物の検査班 | 教頭・高木・大野 |
| 消火設備の点検整備班 | 教頭・梅本・高木 |
| 警報設備の点検整備班 | 教頭・大野・梅本 |
| 避難設備の点検整備班 | 教頭・木元 |
| 安全点検班 | 教頭・梅本 |
| 救護設備の点検整備班 | 倉石・四宮 |

防火担当場所

教頭	校長室、職員室、西門、会議室、多目的室、更衣室
笹倉	西館1階廊下・トイレ・手洗い
倉石・四宮	保健室・北館1階手洗い場・廊下
宮尾・竹内	事務室、事務室前廊下～中館2階廊下、中館1階廊下
梅本	管理作業員室、自転車置場、正門、玄関ロビー、中央出入口、電気室、いき
喜多	給食調理員室、給食室、児童だまり、手洗い場
谷	1-1教室・廊下、北館2階手洗い場・北館2階トイレ
稲川	1-2教室・廊下
西原	1-3教室・廊下
清原	1-4教室・廊下、西2階手洗い場・廊下
森	2-1教室・廊下、北館3階トイレ
山本	2-2教室・廊下、中央階段
舘野	2-3教室・廊下
財賀	2-4教室・廊下
笹原	3-1教室・廊下、西館3階トイレ
張本	3-2教室・廊下、西館3階手洗い場
磯村	3-3教室・廊下、西館2階トイレ
白山	3-4教室・廊下、西館2階手洗い場
伊藤	4-1教室・廊下、東階段
戎本	4-2教室・廊下
石川	4-3教室・廊下
清水	4-4教室・廊下、北館4階トイレ
井上	5-1教室・廊下西館4階トイレ
駒田	5-2教室・廊下、西館4階手洗い場
竹内	5-3教室・廊下
坂本	6-1教室・廊下、西館5階トイレ
濱平	6-2教室・廊下、西館5階手洗い場
亀田	6-3教室・廊下
高木・大野	理科室・東館3階廊下・家庭科室・図書館・東館3階トイレ、
四方・齋藤	パソコン教室・音楽室
木元・大西・富永・小林・鈴木	特別支援教室・廊下、北1階トイレ、放送室

自主点検チェック表

区分	NO	点 検 項 目	点検日	
			/	/
建築物	1	建物周囲に可燃物が放置されていないか。		
	2	屋外に危険物などが放置されていないか。		
	3	屋外において危険な状態で火気が取り扱われていないか。		
	4	通路の有効幅員を狭めたり障害物を放置していないか。		
	5	出入り口付近に障害物はないか。		
	6	廊下、階段等に避難上障害となるものはないか。		
	7	火気設備器具等が階段下等に設けられていないか。		
	8	防火戸、防火シャッターは正常に作動するか。		
	9	構造や内装建材又は防災処理等は許可を受けたとおりになっているか。		
	10	建物外壁等に亀裂、破損、脱落しているところがないか。		
火気設備器具等	1	整理、整頓されているか。		
	2	周囲の可燃物からの距離は十分か。		
	3	亀裂、破損又は燃料の漏れはないか。		
	4	安全装置の故障はないか。		
	5	煙突等の可燃物等との距離、高さは十分か。また、容易に点検できるか。		
	6	可燃物、壁体等の貫通部分には十分な防火装置がされているか。		
	7	煙突等に亀裂、破損はないか。		
	8	カセットガスボンベは安全な場所に保管しているか。		
	9	器具等の手入れはされているか。		
電気設備器具	1	開閉器、自動遮断機の接続部の緩みはないか。		
	2	ヒューズは正規なものを使用しているか。		
	3	電線が造営材等に接触していないか。		
	4	配線器具及びコードは破損等により充電部が露出していないか。		
	5	電気器具とコードとの接触部分の緩みはないか。		
	6	ビニールコードを造営材等に固定していないか。		
	7	電気用品は破損していないか。		
	8	たこ足配線はないか。		
危険物施設	1	許可書等の交付を受け、必要な資格者の選任がなされているか。		
	2	標識、表示板は明確に表示されているか。		
	3	消火器等の消防用設備等の配置及び維持管理は正しくなされているか。		
	4	漏れ、あふれ、容器等の亀裂、破損又は設備の故障、固定不良等はないか。		
	5	必要な施錠等が完全にされているか。		
	6	施設及び付近の整理整頓がされているか。		
	7	安全装置、通気管、換気設備、電気設備等の管理は正しくされているか。		
		点 検 者		